

令和8年7月3日

裾野市長 村 田 悠 様

裾野市特別職報酬等審議会
会 長 中 川 好 大

特別職報酬等の額について（答申）

令和8年6月1日付け裾総人第118号をもって諮問のあった市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、本審議会はその重要性に鑑み各種の関係資料を調査検討し、公正かつ慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認める。

記

1. 市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額

市議会議員の報酬の額

議長の報酬を30,000円引き上げ、月額415,000円とすること。

副議長の報酬を20,000円引き上げ、月額365,000円とすること。

委員長の報酬を15,000円引き上げ、月額350,000円とすること。

議員の報酬を15,000円引き上げ、月額340,000円とすること。

市長、副市長及び教育長の給料の額

市長の給料を30,000円引き上げ、月額850,000円とすること。

副市長の給料を30,000円引き上げ、月額690,000円とすること。

教育長の給料を5,000円引き上げ、月額635,000円とすること。

2. 理由

特別職の報酬等の適正額については、それぞれの職務を遂行するにふさわしい水準でなければならないという基本的な考え方に立ち、各種資料に基づき慎重に検討を行った。

本市においては、市長、副市長及び教育長の給料については平成26年度、市議会議員の報酬については平成30年度を最後に見直しが行われていない状況にあり、その間の社会経済情勢の変化や民間賃金の動向等を踏まえると、適正水準への見直しが必要であると判断した。

検討にあたっては、類似団体との比較を中心としつつ、静岡県内各市町との均衡

も考慮し、人口規模、財政状況及び職責の重さ等、多角的な視点から総合的に審議を行った。

その結果、本市の報酬水準は、類似団体及び県内団体と比較して低位にあることから、適正化を図る必要があると判断し、上記のとおり増額することが適当であるとの結論に達した。

一方で、市財政の状況や市民感情にも十分配慮する必要があることから、大幅な引き上げは行わず、段階的な是正として今回の増額幅としたものである。

(1) 市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額については、類似団体のうち同程度の財政規模を有する団体における議員報酬の平均総額を基礎資料とし、本市の水準が当該平均を下回っている現状を踏まえ、是正の必要性について検討を行った。

また、議員の活動実態について確認したところ、議長は常時に近い出務状況にあり、副議長も相応の職務を担っている一方、一般議員は一定の日数の議会活動を行っているなど、役職により職務内容及び活動量に差異が見られることが認められた。

さらに、本審議会としては、市議会議員が市政において一層積極的に役割を果たし、その職責にふさわしい成果を挙げることを強く期待し、今回の増額を判断したものである。

あわせて、議員活動が市民から見えにくいとの指摘を踏まえ、報酬引上げに見合う責務として、活動内容や成果の積極的な情報発信により説明責任を果たすことが求められる。

このため、市民の理解と信頼の確保に資するよう、活動状況や成果の分かりやすい公表を通じて、議会活動及び議員活動の見える化に一層取り組む必要がある。

これらを総合的に勘案し、議長及び副議長の報酬についてはその職責及び出務状況に応じて増額幅に差を設けるとともに、常任委員長及び一般議員については類似団体との総額比較において均衡が図られる水準とするなど、役職に応じた配分とした。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料

市長、副市長及び教育長の給料については、同程度の財政規模を有する類似団体における年収水準との均衡を基本として検討を行った結果、本市の水準は教育長を除き平均を下回る状況にあることが確認された。

また、近年の社会経済情勢の変化や他自治体における改定の動向等も踏まえ、適正水準への見直しが必要であると判断した。

特に副市長については、実務の中核として市政運営に重要な役割を担っており、専門的知見を有する人材の確保の観点からも、一定の処遇改善が必要であるとの意見が示された。

これらを踏まえ、市長及び副市長については類似団体との均衡及び人材確保の

観点から一定の増額とし、教育長については既におおむね均衡が図られている水準にあるものの、他の特別職との整合性を考慮した増額幅とすることとした。

3. 付帯意見

本審議会は、今回の答申にあたり、次の事項についてあわせて検討されることを要望する。

- (1) 市議会議員の定数については、本市における議員一人当たりの人口が類似団体及び県内団体と比較して少ない状況にあることから、削減について十分検討すること。
- (2) 市議会議員の報酬は、市政への一層の尽力を前提として増額されたものであることを踏まえ、市民の理解を深めるため、議会活動及び議員活動の見える化に取り組むこと。
- (3) 市長、副市長及び教育長については、他自治体の状況等を踏まえ、通勤手当の支給の在り方について検討すること。
- (4) 副市長については、住宅費の公費負担の在り方について検討すること。

4. 審議経過

- | | | |
|-----|--------------|--------|
| 第1回 | 令和8年6月 1日（月） | 諮問及び審議 |
| 第2回 | 令和8年6月18日（木） | 審議 |
| 第3回 | 令和8年6月26日（金） | 審議 |
| 第4回 | 令和8年7月 3日（金） | 答申 |

令和8年度 裾野市特別職報酬等審議会委員名簿（敬称略）

※役職は諮問当時

1. 公共的団体

裾野市観光協会 会長 土屋 祐一

1. 農業関係

富士伊豆農業協同組合 代表監事 服部 敏淳

1. 商工業関係

裾野市商工会 会長 中川 好大（審議会会長）

裾野市商工会女性部 部長 堀口 綾子

裾野地区労働者福祉協議会 会長 勝呂 亮介（会長代理）

1. 給与所得者関係

(株)静岡銀行裾野支店 支店長 小笠原 公志

三島信用金庫裾野支店 支店長 小澤 敏昭

キャノン(株)富士裾野リサーチパーク

周辺機器裾野人事課 課長 高原 宏之

1. 学識経験者関係

区長連合会 西地区区長会 会長 杉山 共実男

弁護士法人御宿長町法律事務所弁護士 御宿 哲也